

保 政 第 4 5 3 号
令和3年7月20日

各市町村保健衛生主管課長 様

埼玉県保健医療政策課長
(公 印 省 略)

エッセンシャルワーカーへの新型コロナワクチン優先接種について

日頃より、本県の保健医療行政に格別の御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、県では65歳以上の高齢者向け接種が終了した後は、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者に加えて、県民生活の維持に必要なエッセンシャルワーカーへの接種を優先的に実施していきたいと考えています。

このたび、県の考えを別紙「エッセンシャルワーカーへの優先接種の考え方について」のとおりまとめました。

各市町村におかれましては、既に優先的に接種する職種を決定するなど、接種の準備を進めていただいていることと思いますが、エッセンシャルワーカーへの接種を優先的に進めていただきますよう協力をお願いします。

担 当
新型コロナウイルスワクチンチーム
市町村支援担当
048-830-7507
a7500-01@pref.saitama.lg.jp

エッセンシャルワーカーへの優先接種の考え方について

令和3年7月19日
埼玉県

1 エッセンシャルワーカーへの優先接種の位置づけ

新型コロナワクチンの接種順位は国が定めることとなっており、①医療従事者等、②65歳以上の高齢者、③基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者、④それ以外の者の順に接種順位を定めている。

④それ以外の者の接種において、どのように接種を進めていくかは、各自治体が裁量を有しているとされている。

埼玉県としては、県民生活の維持に必要なエッセンシャルワーカーについて、少しでも早く接種を進めるべきと考えており、各市町村と協力して優先的に接種を実施していきたいと考えている。

各市町村においては、既に優先的に接種する職種を決定するなど、接種の準備が進んでいるところではあるが、エッセンシャルワーカーの接種を優先的に進められるよう協力をお願いしたい。

2 エッセンシャルワーカーの範囲

(1) 県の考え方

埼玉県の考えるエッセンシャルワーカーの業務は、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画において特定接種の対象としている業務に従事する者及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者に従事する者を基に、それに類する者や、ワクチン接種の対象外となっている子どもと接する者等、幅広く含めることとする（詳細は別表エッセンシャルワーカーの例示のとおり。）

なお、常勤・非常勤問わず幅広く含めることが適当と考える。（例 小・中・高等学校における用務員、食品小売業におけるパートタイマー等）

エッセンシャルワーカーに該当する職種

	新型インフルエンザ等対策行動計画において 特定接種の対象としている業務	基本的対処方針に定められた事業継続が 求められる事業者
1 医療分野	柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師等 医療従事者等向け接種において未接種の方	○その他患者の治療に必要な全ての製造業、サービス業
2 国民生活・国民 経済安定分野	(1)社会保険・社会福祉・介護事業者（未接種の者） (2)医薬品の製造・販売・流通等に係る業種 (3)生活インフラに係る業種 交通（航空、鉄道、バス(路線・貸切含む)）、電気・ガス・上下水道、通信、運送、金融、郵便、放送 (4)生活必需品に係る業種 飲食品や生活必需品の製造・販売（食品製造工場、スーパー等）、燃料の供給（ガソリンスタンド） (5)生活関連サービス業 火葬・墓地管理業、葬儀業、廃棄物処理業	○高齢者、障がい者等が生活する上で必要な物資・サービス に関わる全ての製造業、サービス業 ○インフラ関係（データセンター、ネット関連産業） ○住居に関するサービス（建設業、配管工・電気技師等、 ビルメンテナンス、セキュリティ、自家用車等の整備） ○生活必需品関係（農業、林業、漁業、飲食品の輸入、 ネット通販、テイクアウト） ○生活関連サービス（ホテル・宿泊、銭湯、ランドリー、理美容、獣医）
3 公共サービス 分野	(1)新型コロナへの対応や県民への直接処遇が必要な業務 新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員、児童相談所・ 婦人相談センターの保護施設職員 等 (2)国民の生命保護と秩序維持に必要な業務 警察（一部先行実施）、裁判所、刑事施設（刑務所等）、 消防（一部未接種の方） (3)教育・保育 小・中・高等学校等の教員、保育士、幼稚園教諭、 学童保育、学習塾 等	○教育、保育関係 (遠隔教育、託児所)

(2) 市町村における考え方

各市町村においては、県の考え方を参考にさせていただきたいが、既に、小中高等学校の教員や保育士等、独自に優先的に接種する職種を定めている市町村もあることは県でも承知しており、その場合、各市町村の考え方を優先していただいで構わない。

特定の職種について優先的に接種を行う場合、各市町村で優先的に接種する対象とならない職種については、後述する県の接種会場での接種を御案内させていただきたい。

3 エッセンシャルワーカーに対する接種体制

県と市町村が協力して、エッセンシャルワーカーへの接種を優先的に進めることのできるよう、各市町村においても接種体制を検討していただきたい。

(1) 県における接種体制

県が集団接種会場を設置しエッセンシャルワーカーに対する接種を行う予定である。

ア 設置場所と接種規模

設置場所は人口バランスを考慮して、4か所とする。現在検討している

会場とレーン数（予定）は次のとおり。

会 場	所在地	レーン数（接種予定回数）
埼玉県浦和合同庁舎	さいたま市浦和区	4レーン
埼玉県県民健康福祉村	越谷市	4レーン
川越市南公民館 （ウエスタ川越内）	川越市	4レーン
熊谷文化創造館さくら めいと	熊谷市	3レーン
合 計		15レーン（3,600回／日）

イ 設置予定期間

埼玉県浦和合同庁舎：令和3年8月中旬～9月下旬

埼玉県県民健康福祉村：令和3年8月上旬～9月下旬

川越市南公民館（ウエスタ川越内）：令和3年8月中旬～9月下旬

熊谷文化創造館さくらめいと：令和3年8月中旬～9月下旬

エッセンシャルワーカーに対する接種が終了した後も、11月下旬まで
集団接種会場の設置体制は引き続き維持し、一般接種を行う。

ウ 接種対象と申込みの方法

接種の対象は、埼玉県に住民票のあるエッセンシャルワーカーとする。予約については、インターネットの専用サイトから行っていただき、予約段階でエッセンシャルワーカーであることを自己申告してもらう予定。

なお、警察職員については県の接種会場で接種を行う予定である。

エ お問合せ

県の集団接種会場についての相談窓口（コールセンター）を設置する予定である。なお、相談窓口からは予約することはできない（埼玉県高齢者ワクチン接種センターと同様）。

（2）市町村における接種体制

ア 優先枠の設定

市町村においては、現在予定している基礎疾患を有する方等への接種に合わせて、エッセンシャルワーカーへの優先枠の設定等に御協力いただきたい。

優先枠の設定方法は、市町村それぞれの方法で構わないが、一例としては

以下のような方法が考えられる。

- ① 集団接種会場において、一般の方に先立ってエッセンシャルワーカー専用の接種日を設ける
- ② エッセンシャルワーカー専用の接種会場やレーンを用意する
- ③ 例えば、小・中学校、幼稚園の教員、保育士のみ巡回接種するなど、一般の接種とは別にエッセンシャルワーカーのみ接種できる体制を作る

イ 接種の対象者

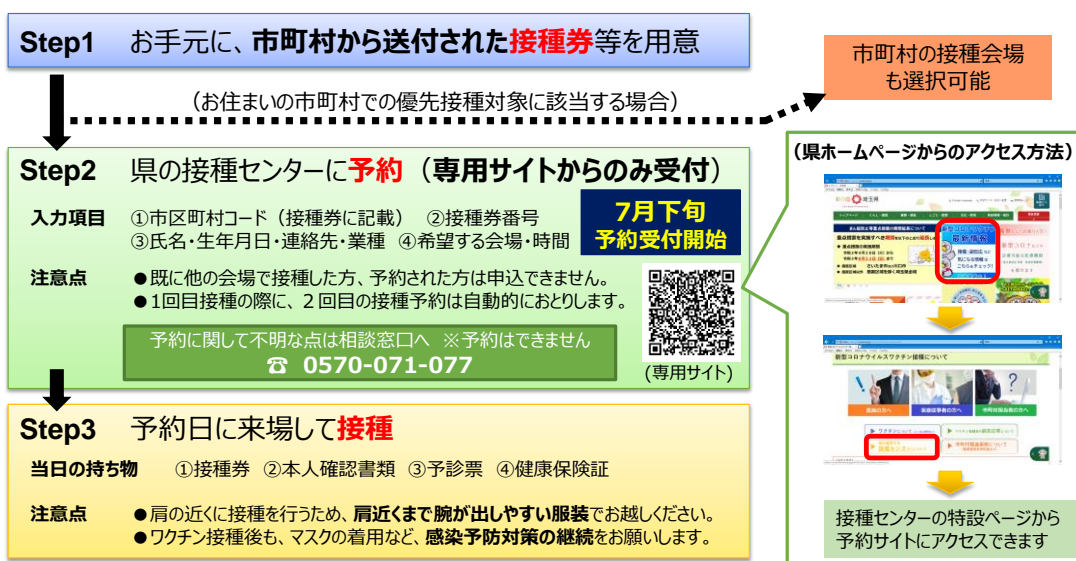
エッセンシャルワーカーへの優先接種は、現在市町村で実施している住民接種であるため、市町村は、住民基本台帳に記録されている者を対象として接種を行うものとする。他市町村の住民基本台帳に記録されている者については、当該他市町村にお問い合わせをいただくか、県の集団接種会場を案内すること。

なお、市町村の判断で他市町村の住民を含めて接種しても差し支えないが、高齢者施設の従事者やかかりつけ医での接種等、他市町村で接種を行う要素が多くあるため、現時点では、ワクチン分配の調整は行わない。

ただし、住民接種の完了の時期が近づき、接種対象者と保有するワクチンの数量がある程度明確になった段階においては、必要に応じて、県が調整を行う。

エッセンシャルワーカーの方の県の接種センターでの接種の受け方のフロー

エッセンシャルワーカーの方の接種の受け方 ～必ず予約を～



別表（エッセンシャルワーカーの例示）

1 医療分野

分類	業種
医療従事者等優先接種の対象者で接種を受けていない方	<p>下記の施設で新型コロナウイルス感染症患者（疑い含む）と頻繁に接する業務を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病院 ○診療所（歯科を含む） ○薬局 ○訪問看護ステーション ○助産所 ○介護医療院、介護老人保健施設（医療機関と同一敷地内にある場合） ○介護療養型医療施設 ○新型コロナウイルス患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員 ○保健所職員 ○検疫所職員
上記以外の例	<ul style="list-style-type: none"> ○上記に該当しない医療機関で勤務する者 ○柔道整復師 ○はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師 ○その他患者の治療に必要な全ての製造業、サービス業

2 国民生活・国民経済安定分野

業種	業種小分類
社会保険・社会福祉・介護事業	<p>以下に記載する施設又は事業等に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険施設 ○指定居宅サービス事業 ○指定地域密着型サービス事業 ○老人福祉施設 ○有料老人ホーム ○障害福祉サービス事業 ○障害者支援施設 ○障害児入所支援施設 ○救護施設 ○児童福祉施設（乳児院・母子生活支援施設含む）

	○その他高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業
医薬品等卸売業	○医薬品卸売販売業
医薬品製造業	○医薬品製造販売業 ○医薬品製造業
医療機器製造・販売・修理・貸与業	○医療機器製造販売業 ○医療機器製造業 ○医療機器修理業 ○医療機器販売業 ○医療機器貸与業
電気業	○電気業
ガス業	○ガス業
石油事業者	○燃料小売業 (LPガス、ガソリンスタンド)
通信業	○固定電気通信業 ○移動電気通信業 ○データセンター ○ネット配信・ネット環境維持に係る設備・サービス
航空運輸業	○航空運送業
鉄道業	○鉄道業
道路貨物運送業	○一般貨物自動車運送業
道路旅客運送業	○路線バス、高速バス ○タクシー、代行業、貸切バス ○患者等搬送事業
放送業、映像・音声・文字情報制作業	○公共放送業 ○民間放送業 ○新聞業 ○ネット関係従事者
郵便・宅配業	○郵便 ○宅配業
金融業	○銀行 ○中小企業等金融業 ○農林水産金融業 ○政府関係金融機関 ○信用金庫・信用組合 ○証券業

	○保険業
金融証券決済事業者	○金融決済システム ○金融商品取引所等 ○金融商品取引清算機関 ○振替機関
河川管理・用水供給業	○河川管理・用水供給業
工業用水道業	○工業用水道業
下水道業	○下水道処理施設維持管理業 ○下水道管路施設維持管理業
上水道業	○上水道業
建設業	○建設業 ○配管工・電気技師等
石油・鉱物卸売業	○石油卸売業
熱供給業	○熱供給業
農林水産業	○農業、林業、漁業
飲食料品製造業	○缶詰・農産保存食料品製造業 ○精穀・製粉業 ○パン・菓子製造業 ○レトルト食品製造業 ○冷凍食品製造業 ○めん類製造業 ○処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。） ○その他飲食料品の製造・加工・流通に関する事業
飲食料品・生活必需品卸売・小売業	○食料・飲料卸売業（輸入含む） ○卸売市場関係者 ○各種食料品・生活必需品小売業（ネット通販・テイクアウト含む） ○百貨店 ○スーパーマーケット ○コンビニエンスストア ○ドラッグストア ○ホームセンター
廃棄物処理業	○廃棄物処理業（収集・運搬含む）
その他の生活関連サービス業	○ホテル・宿泊業 ○銭湯 ○火葬・墓地管理業、葬儀業

	<ul style="list-style-type: none"> ○理容・美容業 ○ランドリー ○獣医師 ○ビルメンテナンス業 ○自家用車の整備業 ○セキュリティ関係
--	---

3 公共サービス分野

業種	業種小分類
新型コロナへの対応や 県民への直接処遇が必 要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員 ○児童相談所及び婦人相談所の保護施設職員 ○県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務に係る職員 ○地方議会議員、地方議会の運営に係る職員
国民の生命保護と秩序 維持に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ○裁判所職員 ○刑事施設（刑務所等）職員 ○消防職員 ○警察職員 ※一部先行実施 ○国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦）
教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高等学校教職員 ○大学教員 ○保育士 ○幼稚園教諭 ○学童保育職員 ○学習塾職員 ○託児所職員 ○遠隔教育従事者